

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表 1 (第 5 次及び第 6 次提案に基づく追加部分) 等の
原案に関する一般からの意見に対する回答

| | |
|--------------------------------------|--|
| <p>対応方針 別表 1 の番号</p> | <p>5 1 2</p> |
| <p>構造改革特区において 実施可能な 特例措置</p> | <p>企業内転勤の在留資格について、対象施設を地方公共団体等が提供する 場合だけでなく、地方公共団体が賃貸借する場合や、地方公共団体が助 成の対象として指定する場合などにおいても認める。</p> |
| <p>意見提出者名</p> | <p>福岡県、飯塚市、久留米市</p> |
| <p>意見の要点</p> | <p>1 基本方針の特例措置の内容の 3 . においては、要件がどの時点で満 たすべき要件かが不明確であるとともに、時点を異にするものが混在 しているものと思われます。どの時点で満たすべき要件であるかがわ かるように記述いただきたい。</p> <p>基本方針だけを見た場合、認定申請時の要件は、1 . の (1) ~ (3) 及び 2 . で、3 . の要件が認定申請時の要件ではないようにも見受け られますが、マニュアルの 4 . の 3 つ目の . においては、認定申請時 に要件該当の根拠を求められていることから、認定申請時点で満たす べき要件かどうか分かりにくくなっているものと思われます。</p> <p>【意見・質問 1】</p> <p>(A) 3 . 要件の については、特区認定申請時点の施設の貸出し状況 と企業誘致が明確となる規制の特例措置を受ける時点 (在留資格証 明申請時。以下同様) では状況を異にする可能性があり、規制の特 例措置を受ける時点で施設が利用可能な状況であれば問題は生じな いものと思われるので、規制の特例措置を受ける時点で、満たすべ き要件であることを明確にしていきたい。</p> <p>認定申請時点での要件とした場合、施設を特定し、その時点では 利用可能な施設であっても、実際に規制の特例措置を受ける時点ま でその状況を継続的に確保することは、施設活用の観点から困難で あるため、そのようには構成しないでいただきたい。</p> <p>【意見・質問 2】</p> <p>(B) 3 . 要件の についても、特区認定申請前の段階で、賃貸借契約 を行う意思を記した誓約書等を作成するためには、特区に進出する 外国企業を特定する必要があり、下記の 3 においても記述する問題 が生じることから、規制の特例措置を受ける時点での要件であるこ とを明確にしていきたい。</p> <p>現行の記述で「あらかじめ」とあるが、これが規制の特例措置を</p> |

受ける前であることを明確にしていきたい。

なお、外国企業がかかる誓約書等を作成するためには、通常短期入国が必要になり、決して安易に作成可能な書類ではないこともご留意いただきたい。

【意見・質問3】

(C) 3. の要件の 、 については、上記とは逆に認定申請時に対応を確認する要件とされても異論はありません。もし、特区認定後に設ける手続きということであれば、地方公共団体への法定受託事務となり、通知によっては措置を講ずることが困難となる可能性があるものと思われます。

ただし、かかる地方公共団体の関与は、当該規制の特例措置を全国展開する場合、地方公共団体の対応が困難となる措置と思われるので、ご留意いただきたいと思います。

【意見・質問4】

(D) 上記(A)～(C)により認定申請時点で満たす要件が限定される場合は、マニュアルの4. の3つ目の・における特区計画で確認する要件項目を明示いただきたい。

【意見・質問5】

2 基本方針の特例措置の内容の3. 要件の は、過剰な要件であることから削除いただきたい。

地方公共団体にとっては、海外企業の誘致の観点から進出計画等の各種審査の上で、入国手続の簡素化に協力するものであり、不法入国を目的とした悪意の外国人の入国を当該規制緩和が助長するものではないものと思われ、当該要件は、悪意の外国人による不法入国対策を地方公共団体に転嫁したものとも見られます。

入国後、3カ月以内に事業を開始しない場合は、地方公共団体は、当該外国人の所在を確認の上、速やかに地方入国管理局に報告するように求められていますが、入国後速やかに事業を開始することなく、3カ月経過した時点では、かかる悪意の外国人が事業所にいる必然性はなく、当該外国人の所在を地方公共団体が確認することは困難と思われれます。

また、法的には地方公共団体には、当該外国人に対して帰国を求める権限はなく、地方公共団体が当該外国人に帰国を求めても、当該外国人には何の拘束力も生じず、地方公共団体に義務のみが生じるだけであり、当該規制の特例措置（事業所確保要件の緩和）により生じる弊害を軽減する効果は見込めないものと思われれます。

また、地方入国管理局の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国旅費を調達するに必要な協力等、帰国するための協力を行うことが求められていますが、当該事項は地方公共団体にいかなる協力を求めているものかがわかりません。もし、資金融資を受けるための保証を行うことを求められているのであれば、地方公共団体等の所有施設に比し、他の施設では事業所の確保が確実とはいえないということに伴う規制緩和措置に対し、著しく過剰な負担を負わせるものであるものと思われます。

【意見・質問 6】

3 マニュアルの 4 . の一つ目の・において、助成に関する情報を特定し明示することとなっておりますが、このうち、「施設の提供を受ける主体（外国企業）の名称、所在地及び概要」については、特区認定の効果を著しく下げ、特区認定の効果が生じないこととなるため、削除いただきたい。

当該特例は、海外企業が事業所を設ける前に、「企業内転勤」の在留資格の取得をする短期間において有効な規制の特例措置であり、企業進出が確定後、如何に迅速に入国を支援するかが重要と思われます。

当該事項が特区計画の申請記載項目となった場合は、企業進出が明確になった後、特区計画の認定手続き、在留資格証明の取得・ビザの取得手続きの後にしか、事業活動が開始できず、現行の短期ビザ等により入国後、事業活動を実施しながら事業所の確保を行い、在留資格証明の取得・ビザの取得手続きを行っているのに比べ、事業活動の開始に数ヶ月のロスタイムを生じ、海外企業が敬遠することが予想されます。

また、企業誘致が成就するまで特区の申請ができないこととなり、企業進出が容易な特区であることをインセンティブとして企業誘致を図ることができないため、その点でも特区の経済的効果は見込めないものになることが想定されます。

【意見・質問 7】

基本方針別表 1 の 3 . の【要件】 について

「当該事業の開始後 1 週間以内に・・・」とあるが、事業の開始時期をどの時点と判断すればよいかご教示願いたい。

【意見・質問 8】

基本方針別表 1 の特例措置の内容、 1 . 「・・・地方公共団体が助成の対象として指定し・・・」について、助成に施設に対する自治体からの出資も対象としていただきたい。

意見に対する
回答

【意見・質問1】について

特区の認定申請に当たって満たすべき要件については、「構造改革特区計画認定申請マニュアル」において明示したので、ご確認いただきたい。3.【要件】については、本特例措置を適用する場合には、そもそも賃貸借が可能となる施設が存在しなければ、拠点の確保が確実であるとみなすことは困難であると考えられ、特区認定に際しては、不可欠の条件と考える。

【意見・質問2】及び【意見・質問6】について

本特例措置については、外国企業が本邦に進出することを予定している場合、具体的には入国しようとする外国企業が確定しているが、支店等の拠点が存在しない場合には、特区として認定を受けることで特例措置を適用し、拠点の確保が確実であるとみなして「企業内転勤」の在留資格を付与するものである。

しかしながら、昨今の企業誘致の状況に鑑みて、特区申請を行う時点において、入国しようとする外国企業が確定していない場合であっても、地方公共団体が具体的に外国企業と交渉を行っている場合には、その旨特区計画に記載することで特区の申請が可能となるよう「構造改革特区計画認定申請マニュアル」に修正を加えることとした。

【意見・質問3】について

3.【要件】及びについては、特区認定後に満たすべき要件としているが、そもそも本特例措置については、地方公共団体の協力を含めた一定の条件を満たすことを前提として適用することを考えているものである。

【意見・質問4】について

「構造改革特区計画認定申請マニュアル」の【3.基本方針の記載内容の解説】の部分において明示しているので確認されたい。

【意見・質問5】について

在留資格「企業内転勤」については、本来、本邦に支店等がある場合において、他の条件も満たすことを前提に付与するものであるところ、本特例措置において、地方公共団体の協力を含めた一定の条件を満たす場合には、拠点の確保が確実であるとみなし、特例的に在留資格を付与することとしたものである。

従って、特区計画作成主体及び実施主体である地方公共団体として、当該特例措置を利用して入国する外国企業及び外国人について、一定程度の責任を負うことは相当と考える。

| | |
|--------------|--|
| | <p>このため、本邦に入国後、3ヶ月以内に事業を開始しない外国人については、地方公共団体は当該外国企業及び外国人の状況を把握した上で、地方入国管理局に連絡等を行う等、地方入国管理局が在留資格取消し等の措置を行うに当たって必要と考えられる協力を行うべきであると考えます。</p> <p>【意見・質問7】について 事業の開始時期とは、当該外国人が本邦に入国後、事業所の開設準備を終え、事業活動を行い始めた時点を指す。</p> <p>【意見・質問8】について 基本方針別表における1.(1)において、「...その事業のように供する施設を地方公共団体が助成の対象として指定し...」と規定しており、施設に対して地方公共団体が出資する場合も含まれている。</p> |
| <p>担当省庁名</p> | <p>法務省</p> |